

新潟市広報紙の掲載基準

1 目的

この基準は、本市の施策を市民に分かりやすく伝え、市政への理解を深めるとともに、協働の促進を図るため、新潟市が発行する「市報にいがた」及び「区役所だより」に掲載する事項を定めるものとする。

2 掲載事項および優先順位

「市報にいがた」及び「区役所だより」に掲載する事項は、項目ごとにそれぞれ次の各号の表に掲げるものとし、紙面の状況に応じ同表の優先順位の上位から優先的に掲載するものとする。

(1) 市報にいがた

項目 優先 順位	実施主体	内容	実施対象
1	市又は区（主催）	市又は区が重点的に行う施策や計画	市民
2	市又は区（共催）	安心・安全な市民生活のために啓発が必要なもの	子育て世代及び高齢世代
3	外郭団体	市又は区が実施する事業又は催し	対象者が限定されているもの
4	指定管理者	その他、市長が必要と認めるもの	事業者

(2) 区役所だより

項目 優先 順位	実施主体	内容	実施対象
1	区（主催）	区の施策や事業計画	区民
2	区（共催）	安心・安全な市民生活のために啓発が必要なもの	地域又は対象者が限定されているもの
3	外郭団体	区が実施する事業又は催し	事業者
4	指定管理者	その他、市長が必要と認めるもの	
5	コミュニティ協議会、自治会などの地域団体など		

備考 上表中、市及び区以外の実施主体が行う催しなどの優先順位は、次の事項も勘案して判断するものとする。

ア 開催場所

- イ 参加（対象）人数
- ウ コミュニティ活動を促進するもの
- エ 市の補助事業、後援事業
- オ 近隣の区や近い開催地のイベント
- カ 参加しやすい費用
- キ 掲載頻度

3 掲載回数及び重複掲載の取り扱い

同内容の記事の掲載回数は、原則として「市報にいがた」又は「区役所だより」いずれかに同一年度内に1回とする。やむを得ず「市報にいがた」及び「区役所だより」の両方に掲載する場合は、同一の日に発行する号に重複しないよう、事前に調整するものとする。

4 掲載しない事項

次に該当する事項は、原則として「市報にいがた」及び「区役所だより」に掲載しない。

- (1) 所管課等が不明確で、問い合わせに責任を持って対応できないもの
- (2) 所管課等が掲載希望号の編集日程に対応できないもの
- (3) 市の正規職員以外の職員募集
- (4) 対象者に対し直接通知等を発送するなど、個別に対応できるもの。また、その通知等を発送する旨又は発送した旨のお知らせを目的としたもの
- (5) 啓発が必要なもののうち、「〇〇週間」、「〇〇月間」など期間が限定されるもの。また「〇〇に注意」などの周知のみを目的とするもの。ただし、それらと関連する事業などを実施する場合はこの限りでない
- (6) 既存施設の住所、電話番号等、当該施設の周知を目的とするもの
- (7) 政治・宗教・営利性があるもの及びその恐れがあるもの並びに公序良俗に反するもの及びその恐れがあるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成30年4月23日から施行し、7月1日から適用する。
(新潟市広報紙の掲載事項に関する基準の廃止)
- 2 新潟市広報紙の掲載事項に関する基準（平成24年10月1日制定）は、平成30年6月30日をもって廃止する。